

支局・出張所における自動音声によるご案内について①

自動音声によるご案内は、登記簿等の公開に関する事務(以下「乙号事務」という。)の包括的民間委託(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第33条の2参照)の導入に伴い、乙号事務を実施する事業者が、登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し等の交付に関する事務のお問い合わせを、専属的に電話対応する必要があることから導入しました。

お客様からのお問い合わせを、音声ガイダンスに従いお客様自身が番号を選択していただくことにより、法務局内の希望する係へ振り分け、担当係にスムーズにおつなぎするものです。

支局・出張所における自動音声によるご案内について②

【府中支局を除く全支局・出張所】

東京法務局の各支局・出張所（府中支局を除く。）にお電話をされますと

自動音声でご案内します。「1番」・「2番」・「3番」のいずれかを選択してください。

【ご注意】

- ・ 次の電話機等は、トーン信号を認識しないため、ご希望の番号（「1番」、「2番」又は「3番」）につながらない場合があります。
→ 回転ダイヤル式電話機、プッシュ信号が出せない電話機やIP電話等
- ・ トーン信号への切替えができる電話機をご使用の場合には、「*」又は「#」ボタンを押してから、ご希望の番号（お問い合わせ先）を選択してください。

「1番」を選択

各種証明書、地番照会、
道案内に関するお問い合わせ

（支局・出張所）

乙号事務受託業務従事者
がお受けします。

「2番」を選択

登記申請に関する
一般的なご相談

自動
転送

「3番」を選択

登記の補正、登記完了
に関するお問い合わせ等
（※）

（支局・出張所）

担当職員がお受けします。

（登記電話相談室）

03 -5913 -2525

※「商業・法人登記」に関するご相談は「6番」を
「不動産登記」に関するご相談は「9番」を
選択してください。

相談室の職員がご相談をお受けします。

【相談受付時間】

平日：午前8時30分から午後5時00分まで

【ご注意】

- ・ 次の電話機等は、トーン信号を認識しないため、ご希望の番号（「6」又は「9」）につながらない場合があります。
→ 回転ダイヤル式電話機、プッシュ信号が出せない電話機やIP電話等
- ・ トーン信号への切替えができる電話機をご使用の場合には、「*」又は「#」ボタンを押してから、ご希望の番号（お問い合わせ先）を選択してください。

※ 相談内容により電話での一般的な説明が困難な個別のご相談
については、管轄登記所の窓口相談をご利用ください。

※ 西多摩支局・八王子支局への人権・戸籍・供託など登記以外の業務に関する
お問い合わせは、「3番」を選択してください。

【府中支局】

東京法務局府中支局にお電話をされますと

自動音声でご案内します。「1番」・「2番」・「3番」・「4番」のいずれかを選択してください。

【ご注意】

・ 次の電話機等は、トーン信号を認識しないため、ご希望の番号（「1番」、「2番」、「3番」又は「4番」）につながらない場合があります。

→ 回転ダイヤル式電話機、プッシュ信号が出せない電話機やIP電話等

・ トーン信号への切替えができる電話機をご使用の場合には、「*」又は「#」ボタンを押してから、ご希望の番号（お問い合わせ先）を選択してください。

「1番」を選択

各種証明書、地番照会、道案内に関するお問い合わせ

(支局)

乙号事務受託業務従事者がお受けします。

「2番」を選択

登記申請に関する一般的なご相談

自動転送

「3番」を選択

登記の補正、登記完了に関するお問い合わせ

(支局)

担当職員がお受けします。

「4番」を選択

登記以外の業務に関するお問い合わせ

(支局)

担当職員がお受けします。

(登記電話相談室)

03 -5913 -2525

※「商業・法人登記」に関するご相談は「6番」を
「不動産登記」に関するご相談は「9番」を
選択してください。

相談室の職員がご相談をお受けします。

【相談受付時間】

平日：午前8時30分から午後5時00分まで

【ご注意】

・ 次の電話機等は、トーン信号を認識しないため、ご希望の番号（「6」又は「9」）につながらない場合があります。

→ 回転ダイヤル式電話機、プッシュ信号が出せない電話機やIP電話等

・ トーン信号への切替えができる電話機をご使用の場合には、「*」又は「#」ボタンを押してから、ご希望の番号（お問い合わせ先）を選択してください。

※ 相談内容により電話での一般的な説明が困難な個別のご相談については、管轄登記所の窓口相談をご利用ください。